

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成28年5月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区発達障害相談・療育センター等運営事業委託（療育）

(2) 業務内容

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

ア 相談・地域支援

(ア) 相談事業

(イ) 保護者・家族支援事業

(ウ) 関係機関支援

(エ) 障害理解促進事業・情報発信

(オ) 相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の運営

イ 施設管理業務

子育てステーション烏山及び子育てステーション桜新町内の発達相談室
相談事業

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

但し、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間は開設に向けての準備を行うこと。

(4) 実施場所

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

世田谷区大蔵2-10-18

子育てステーション烏山発達相談室

世田谷区南烏山5-17-5

子育てステーション桜新町発達相談室

世田谷区桜新町2-8-1

2 事業実施経費（提案限度額）

(1) 法内事業（児童発達支援及び放課後等デイサービス）に係る委託料（単価払い）

発達障害相談・療育センター及び子育てステーション発達相談室の療育事業相当分。

上限額：児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの給付費の額（加算含む）に準じた額を件数に応じて支払う。

(2) 発達障害相談・療育センターの専門性の確保

区の中核的拠点施設としての専門性を確保するための、専門職の配置等に関する経費

相当分

上限額 平成29年度分 15,900千円(消費税込)

専門職1人あたり550万円を上限とする。

(3) 子育てステーション発達相談室 相談業務(総価払い)

子育てステーション烏山及び子育てステーション桜新町の発達相談室における相談業務相当分。

上限額 平成29年度分 10,600千円(消費税込)

(4) その他の業務相当分

上限額 平成28年度分 3,500千円(消費税込)

平成28年度分は、開設準備業務の契約分。開設までの打合せへの参加や関係機関との調整、開設に必要な初度調弁を含む。

3 応募の資格及び条件

申し込み時点において、当事業の運営と管理が可能な社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等で、次の各事項を全て満たし、運営事業者公募説明会に出席できる者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日23世経理第709号)に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働関係法令に違反していないこと。
- (7) 平成28年4月現在、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を1年以上運営している実績がある社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等で関東近県に本部がある者。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 事業実施体制

危機管理(災害対策、健康管理、衛生管理、感染症対策)

個人情報保護

第三者評価

権利擁護

苦情解決のための対応

(2) 提案書の内容

発達障害支援に対する考え

施設の運営理念、目的

組織運営体制、人材育成、就労環境
発達障害支援の実績
事業概要
関連機関・施設との連携に対する考え方

6 手続き

(1) 担当部課

障害者福祉担当部障害者地域生活課（担当：織田、大原、吉村）
〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27（第二庁舎1階5番窓口）
電話 03 - 5432 - 2227 FAX 03 - 5432 - 3021
電子メール sea02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

交付期間：平成28年5月18日（水）から5月31日（火）午後5時まで
交付場所及び方法

ア) 世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/soshiki/7115/6895/index.html>

[区トップページ](#) [所属一覧](#) [障害福祉担当部・障害者地域生活課](#)
[くらしのガイド](#)

イ) 上記(1)にて窓口配布

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成28年5月31日（火）午後4時 必着
提出先 上記(1)
提出方法 持参

(4) 運営事業者公募説明会

本プロポーザルに参加表明を行った者は必ず運営事業者公募説明会に参加すること。
なお、当該説明会に参加しなかった者は、失格とする。
日時 平成28年6月3日（金）午前11時から12時まで
場所 大蔵二丁目複合型子ども支援センター「げんき」
（世田谷区大蔵2 - 10 - 18）

(5) 提案書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成28年7月5日（火）午後4時必着
提出先 上記(1)
提出方法 持参

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託

者)との随意契約により締結する予定

有 (開設準備業務の契約 1(3)及び2(4)を参照)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記6(1)と同じ

(6) 郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。

(7) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。

(8) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(9) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(10) 応募に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(11) 詳細は、実施説明書による。

(12) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明したもの及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を指定した理由(審査経過等)を区が公表できることについて了承の上で参加すること。

(13) 提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。